

名古屋市東谷山フルーツパーク条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第47号

名古屋市東谷山フルーツパーク条例の一部を改正する条例

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表世界の熱帯果樹温室の項中

「

300円	240円	1,200円	を
------	------	--------	---

」

「

450円	360円	1,800円	に改める。
------	------	--------	-------

」

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の名古屋市東谷山フルーツパーク条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例による改正前の名古屋市東谷山フルーツパーク条例別表の定期観覧券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。